

ふれあいの場を
作りませんか

高齢者の「ふれあいの居場所」をつくりませんか

高齢者同士や地域住民との交流を図り、地域の
支え合い活動の拠点となる場「ふれあいの居場所」
を設置・運営する費用の一部を助成します。

▼**対象者** 高齢者の介護予防を図ることを目的と
して「居場所」の設置を希望する（既に設置して
いる場合は運営している）個人または団体

▼**補助要件** 次の要件すべてに該当するもの

- ①高齢者が自由に集える場であること
- ②参加者が65歳以上の高齢者3人以上であること
- ③月に1回以上、1回当たり2時間以上運営すること
- ④実費負担を除き無料で利用できること

▼**対象経費** バリアフリー化工事などの改修費／
賃借料、光熱水費などの運営費

▼**補助金額** 改修費＝1件につき最大18万円／
運営費＝最大年額7万円（運営日数により異なります）

▼**申し込み方法** 改修費は改修を開始する日の
14日前までに、運営費は運営を開始する日の7
日前までに、補助金交付申請書等を介護福祉課（市
役所1階）へ提出してください。

※申請書は介護福祉課に備え付けているほか、市
ホームページからダウンロードできます。

■**問い合わせ・申請先** 介護福祉課（☎40-
7072）

老朽化した空き家
を解体しませんか

老朽化した空き家の除却を支援します ～老朽空き家等除却促進事業費補助金～

▼**対象住宅** ①～④の要件すべてに該当する市内
にある住宅として使用されていた空き家

- ①木造または鉄骨造
- ②一戸建ての住宅または床面積の過半が住宅として
使用されていた併用住宅（長屋・共同住宅を除く）
- ③不良度の評点が100点以上（柱の傾斜や屋根、
外壁が剥けているなど老朽化や損傷の程度が大きいもの）
- ④放置すれば周囲に影響を及ぼす恐れのあるもの

▼**対象者** 次の①および②の要件のいずれにも該
当する者（営利を目的とする法人を除く）

- ①対象住宅の所有者または相続人等
- ②市税等の滞納がない者

▼**対象工事** 市内に本店を有する法人または市内
に住所を有する個人事業者が行う工事

▼**補助金額** 除却に要する費用の40%（限度額
50万円）

▼**募集戸数** 5戸程度（予算の範囲内において先
着順）

▼**申請期間** 6月1日（月）～12月28日（月）

▼**申請の流れ** 6月1日（月）から事前協議の



申し込みを受け付け、市職員が敷地に立ち入り現
地調査を実施します。市から通知された不良度の
評点が100点以上の場合に、交付申請の手続き
をすることができます。

▼**注意事項** 他にも条件がありますので、事前
にお問い合わせください／空き家を解体することで
住宅用地特例の対象外となり、土地の固定資産税
等が増額になります。ただし、建物の固定資産税
等が課税されなくなることから、土地と建物を
トータルで考えた場合、今までよりも減額になる
場合があります。

■**問い合わせ先** 建築指導課（☎40-0522）

弘前圏域空き家・空き地バンク登録物件募集中！

空き家をお持ちの人は、気軽にご相談ください。農地付きの空き家も登録可能です。

■**問い合わせ先** 弘前圏域空き家・空き地バンク協議会事務局（建築指導課内、☎40-0522）



感染拡大防止の観
点から中止します

令和2年度市政懇談会中止のお知らせ

市政懇談会は、市民の皆さんとの直接対話の中
からさまざまな提案を出してもらおう場として、弘
前市町会連合会と市が協働で、毎年開催していま
す。

本年度は千年地区、石川地区、藤代地区、二大
地区、東地区、朝陽地区、三大地区、桔梗野地区
の8地区で開催する予定でしたが、新型コロナウイルス
感染症の感染拡大防止の観点から開催を中
止することになりました。中止となった8地区に
ついては、来年度に順延し、それ以外の地区につ
いても開催周期を1年ずつ順延します。

なお、工事案件など、対応を急ぐ要望、ご意見
等がある場合は、地区および町会より担当課に直
接ご連絡ください。

■**問い合わせ先** 市政懇談会に関する問い合わ
せ…広聴広報課広聴広報係（☎35-1194）／工

事案件等に関する問い合わせ…市役所代表（☎
35-1111）

※相談内容をお伝えください。

来年度以降の市政懇談会開催予定地区

年度	開催予定地区
令和3年度	千年地区、石川地区、藤代地区、二大地区、 東地区、朝陽地区、三大地区、桔梗野地区
令和4年度	裾野地区、東目屋地区、清水地区、岩木地 区、新和地区、堀越地区、一大地区、和徳 地区、城西地区
令和5年度	船沢地区、相馬地区、高杉地区、豊田地区、 和徳学区、北地区、下町地区、文京地区、 時敏地区

開発行為を行うと
きはご注意ください

市街化調整区域での開発行為について

市街化調整区域は、都市計画法により市街化を
抑制する区域であるため、建物を建築するために
造成したり、土地の地目の変更などの開発行為を
行うときは許可を受ける必要があります。無許可
で開発行為を行ったり、建物の使い方や居住者
を変更すると、是正指導の対象となる場合もあり、
悪質なものは罰則規定が適用されます。

また、市街化調整区域に立地可能な建築物の用
途には制限がありますが、一戸建ての住宅が建築
可能な緩和区域もありますので、開発行為等を行
う際は、資料（公図、土地及び建物の登記事項証



明書など）を持参の上、事前にご相談ください。

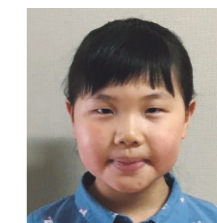
■**問い合わせ先** 都市計画課開発指導係（☎
40-0844）

弘前っ子の作品 Vol.2

令和元年度弘前地区小・中学校美術展で受賞し
た作品を8回に分けて紹介します。子どもたちの
夢、楽しい思い出、豊かな心をご覧ください。

■**問い合わせ先**
教育センター
（☎26-4803）

おきなわの海にもくると、き
れいなもようの魚がたくさん
およびていました。それをイ
メージしてつくりました。



つみ かいり
堤 佳吏 さん
（大成小学校）

タイトル 海の中で
にぎやかパーティー！

